

## 一般社団法人山梨県卓球協会会則

- 第1条 本会は一般社団法人山梨県卓球協会と称し、事務所を下記に置く。  
住所 〒407-0001 韮崎市藤井町駒井2841 TEL 0551-88-0035
- 第2条 本会は山梨県内の卓球団体ならびに卓球人をもって組織する。
- 第3条 本会は卓球の正しい普及と振興を図ることを目的とする。
- 第4条 本会は前条の目的を達成するために、下記の事業を行なう。
- 1 卓球の指導・奨励。
  - 2 卓球大会・講習会等卓球に関する各種行事の実施。
  - 3 日本卓球協会その他関係諸団体との連絡・提携。
  - 4 卓球に関する調査・研究
  - 5 卓球に必要な物資の需給・斡旋
  - 6 その他卓球に関し必要な事項。
- 第5条 本会の経費は下に掲げる収入をもってこれにあてる。  
登録料・事業収入・補助金・その他の収入
- 第6条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第7条 本会の予算は毎年総会の議を経てこれを定め、決算は毎年度終了後、速やかに決算書を作成して監事の監査を経た上、総会の承認を得るものとする。
- 第8条 本会に次の役員をおく。
1. 理事 3名以上20名以内
  2. 監事 1名以上3名以内
- 第9条 理事のうち1名を会長とし、当法人の代表理事とする。
- 第10条 理事のうち複数名を副会長とすることが出来る。
- 第11条 理事長・副理事長は理事の互選とする。
- 第12条 会長は、本会を代表して、会務を総理する。  
副会長は、会長を補佐し、会長事故有るときはその職務を代理する。
- 第13条 理事は、会長の命を承けて会務を掌理する。
- 第14条 監事は、会計の監査を行う。
- 第15条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 第16条 本会に名誉会長、名誉副会長、顧問および参与をおくことができる。名誉会長、名誉副会長、顧問および参与は総会の推薦により会長が委嘱する。
- 第17条 この会則の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が定める。

### 表彰規程

- 1 この規程は、本県の卓球の新興発展に貢献した功績を表彰することを目的とする。
- 2 本県の卓球の発展に著しい功労のあった者、又はブロック大会以上の大会に出場して、優秀な成績をおさめ、技術及び態度等、他の模範と認められる者には、この規定によって、山梨県卓球協会が表彰する。
- 3 前条による表彰は次の3部門とする。
  - (1) 優秀表彰
  - (2) 功労表彰
  - (3) 特別表彰
- 4 表彰の方法は表彰状を贈ることとする。ただし、記念品を添えることができる。
- 5 表彰選考に当たっては、学校又は団体より広く推薦を受け、理事会において審議決定する。
- 6 本規程は平成元年9月1日より施行する。

## 表彰内規

- 1 表彰は、次の何れかに該当する者について行う。
- 2 優秀表彰
  - (1) 本協会加盟団体及び個人で全国大会に3位以上の成績を挙げた者、又はブロック大会に準優勝以上した者。
- 3 功労表彰
  - (1) 本協会の役員及び加盟団体会員で、永年協会の運営に精励し、卓球の発展に関する業務において、著しい功績をあげた者。
  - (2) 本協会所属の公認審判員で、10年以上にわたり公式試合の運営に尽くし、優れた技術と見識を持った者で、他の模範とするにたる者。
- 4 特別表彰
  - (1) 本協会の役員及び本協会所属の公認審判員として、前項(1)、(2)に定めるものよりさらに永年に渡って特に功績をあげた者。

## 旅費・日当規程

事業等の運営旅費・日当は次の通りとする。

- 1 県内開催事業の旅費・日当については、旅費1,000円、日当1日2,000円、半日1,000円を支給する。その他特殊事情がある場合は考慮する。
- 2 県外の事業については、旅費、宿泊費(以上実費)、食費(朝食1,000円、昼食1,500円、夕食2,000円)と一日3,000円の日当を支給する。

## 登録規程

- 1 本会が主催又は主管する競技会並びに研修会及び講習会に参加する者は、本会を通して(公財)日本卓球協会に登録すること。
- 2 本会から登録できる者は、居住地、勤務地、在学校の所在地が山梨県内にあること。
- 3 登録は、毎年(公財)日本卓球協会の登録ホームページから6月20日までにを行うものとし、追加又は変更がある場合は、その都度手続きをしなければならない。
- 4 登録は、団体登録と個人登録とする。
- 5 団体登録の区分は
  - (1) 一般(社会人・レディース・ラージボール・中学生・小学生以下・役職員)
  - (2) 日学連(大学校)
  - (3) 高体連(高等学校)
  - (4) 中体連(中学校)とする。
- 6 個人登録の種別は、
  - 第1種 一般選手(社会人・レディース・ラージボール・日学連、高体連に所属しない大学生、高校生)
  - 第2種 日学連選手
  - 第3種 高体連選手
  - 第4種 中学生選手
  - 第5種 小学生以下選手
  - 第6種 教職員選手
  - 第8種 役職者(役職者・教職員・監督・コーチ・部長・アドバイザー)とする。

7 登録料は、

(1) 団体登録は1団体につき 2,000円

(2) 個人登録は1人につき、

第1種 一般選手 2,000円 (内訳:日卓協 1,500円、県卓協 500円)

第2種 日学連選手 1,500円 (内訳:日卓協 1,100円、県卓協 400円)

第3種 高体連選手 1,000円 (内訳:日卓協 900円、県卓協 100円)

第4種 中学生選手 800円 (内訳:日卓協 700円、県卓協 100円)

第5種 小学生以下 800円 (内訳:日卓協 700円、県卓協 100円)

第6種 教職員選手 2,000円 (内訳:日卓協 1,500円、県卓協 500円)

第8種 役職者 1,500円 (内訳:日卓協 1,500円)

とする。

(中学生は中学校とクラブの2重登録が出来る。役職者は選手または他の役職者と重ねて登録できる。ただしそれぞれの登録料を支払うこと)

8 登録者には、居住地、宿泊地から会場まで、及び会場内で発生した傷害、疾病については見舞金が支払われる。

9 一般、日学連、高体連、中体連の登録規程も上記に準ずる。